

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
熊谷市	秦地区(日向ほ場整備地区を除く) (葛和田の一部、日向の一部、弁財、大野、俵)	令和2年3月23日	令和5年3月31日

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	289ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	235.6ha
③地区内における75才以上の農業者の耕作面積の合計	47.1ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	14.9ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	27.29ha
(備考) 秦地区のうち、埼玉型ほ場整備事業の対象区域を除いた人・農地プランとする。	

- 注1:③の「〇才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。
注2:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。
注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。
注4:プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

2 対象地区の課題

高齢化が進み、今後担い手不足が懸念される。特に、利根川沿いの畑地では耕作放棄地も出始めている。福川南の地区では、1枚のほ場が小さく、各耕作地も点在しており非効率な経営となっている。
--

注:「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

福川南側(日向地区、葛和田地区)の農地利用は、担い手5～6経営体が担うほか、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受入れを促進することにより対応していく。
福川北側(俵瀬地区、葛和田地区、弁財地区)の水田利用は、担い手8～9経営体が担っていく。
利根川沿いの畑地(大野地区、葛和田地区)では、現在の耕作者が耕作しつつ、企業参入をしやすいよう受け入れ体制を作っていく。

- 注1:中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。
注2:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
認農	I氏	水稲 野菜 麦	9.3 ha	水稲 野菜 麦	16.2 ha	葛和田
認農	I氏	水稲 野菜 麦	1.5 ha	水稲 野菜 麦	1.5 ha	弁財
認農	O氏	麦 野菜	3.68 ha	麦 野菜	4.5 ha	葛和田
認農	K氏	水稲 野菜 麦	6.9 ha	水稲 野菜 麦	7.8 ha	葛和田、弁財
認農法	G法人	ハッピーリーフ	0.3 ha	ハッピーリーフ	0.6 ha	日向
認農	T氏	水稲 麦	6.11 ha	水稲 麦	5.95 ha	葛和田、日向
認農	T氏	水稲 野菜	1.65 ha	水稲 野菜	0 ha	日向
集	秦営農組合	麦	24.48 ha	麦	24 ha	秦地区
認農法	H氏	水稲 麦	15 ha	水稲 麦	15.1 ha	葛和田、弁財
認農法	F法人	水稲 麦	7.02 ha	水稲 麦	9 ha	日向
認農	M氏	水稲 野菜 麦	6.2 ha	水稲 野菜 麦	6.2 ha	葛和田
認就農	M氏	野菜	1 ha	野菜	1.3 ha	葛和田、大野
認農	M氏	水稲 麦	28.24 ha	水稲 麦	29 ha	葛和田、俵瀬、
認農	Y氏	水稲 麦	12.38 ha	水稲 麦	9.9 ha	葛和田、日向
認農	K氏	水稲 麦	1.08 ha	水稲 麦	1.08 ha	日向
認農法	L法人	雄ヒナ	— ha	雄ヒナ	— ha	
認農	U氏	ブロックリー ス イートコーン	1.6 ha	ブロックリー ス イートコーン	11.6 ha	俵瀬
認農	K氏	水稲 麦	2.3 ha	水稲 麦	12.3 ha	葛和田、日向
計	18経営体		128.74 ha		156.03 ha	

注1:「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。

注2:「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。

注3:「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

農地の貸付け等の意向

貸付け等の意向が確認された農地は、486筆、445,308.32㎡となっている。

農地中間管理機構及び基盤整備の取組方針

秦南部地区を重点実施地区とし、平成30年度から実施している。現在、農地中間管理事業を絡めた地権者負担の少ないほ場整備を計画している。

福川北側の水田地帯もほ場が整備されているため、重点地区として実施を検討していく。

畑地の担い手確保の対策

収入が少なければなり手もないため、契約栽培や高収益作物などを導入し、安定した収入を目指していくよう検討する。また、個人経営だけでは限界があるので、組織化も視野に入れる。

(参考) 農地の貸付け等の意向(任意記載事項)

農地の所在(地番)	貸付け等の区分(㎡)		
	貸付け	作業委託	売渡
計	285,709.32	—	159,559

注: 農業委員・農地利用最適化推進委員が農地の貸付け等の意向を確認した面積を農地利用最適化交付金の成果実績払いの対象とする場合には、人・農地プランにおいて地番、面積を記載することが必要です。

(留意事項)

本様式をそのまま公表様式として活用する場合には、中心経営体の氏名等特定の個人が識別される情報が含まれることから、本人の同意を得る等個人情報保護条例等に抵触しないよう留意してください。

なお、本人の同意が得られない場合には、その方の氏名を伏せるなど、個人が識別されないよう留意してください。